

第4編 災害復旧復興計画

【第1章 災害復旧】

【第2章 災害復興】

第1編 総則	
第2編 災害予防計画	
第3編 災害応急対策計画	
第4編 災害復旧復興計画	

目次

第4編 災害復旧復興計画.....	315
第1章 災害復旧.....	315
第1節 迅速な現状復旧の進め方.....	315
第1 災害復旧事業計画の作成.....	315
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成.....	315
第3 災害復旧事業の実施.....	317
第2節 被災者の生活再建等の支援.....	318
第1 被災市民相談.....	318
第2 り災証明書の発行.....	319
第3 被災者の精神保健対策（心のケア）.....	321
第4 市税等の減免等.....	321
第5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給.....	322
第6 災害援護資金等の貸付.....	322
第7 義援金品の受付、配付.....	322
第8 被災者生活再建支援制度の活用.....	323
第9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用.....	323
第3節 被災中小規模の民間事業者、農林漁業者の再建支援.....	325
第1 被災中小規模の民間事業者への融資.....	325
第2 被災農林漁業者への融資.....	325
第2章 災害復興.....	326
第1節 復興計画の策定.....	326
第1 復興に関する事前の取組の推進.....	326
第2 復興対策本部の設置.....	326
第3 復興方針の策定.....	326
第4 復興計画の策定.....	326
第2節 復興事業の実施.....	327
第1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施.....	327
第2 復興事業の実施.....	327

第1編 総則	
第2編 災害予防計画	
第3編 災害応急対策計画	
第4編 災害復旧復興計画	

第4編 災害復旧復興計画

第1章 災害復旧

第1節 迅速な現状復旧の進め方

■ 基本方針

市は、災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度の災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

「迅速な現状復旧の進め方」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
第1 災害復旧事業計画の作成	関係各班
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	関係各班
第3 災害復旧事業の実施	関係各班

第1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は次に示すとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上、下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11 その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部若しくは一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部若しくは一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は、次に示すとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 水道法

2 激甚災害にかかる財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市及び県は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

(1) 財政援助措置の対象

財政援助措置の対象は、次に示すとおりである。

【公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助】

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設復旧事業関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ たん水排除事業

【農林水産業に関する特別の助成】

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- キ 森林災害復旧事業に対する補助

【中小規模の民間事業者に関する特別の助成】

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

【その他の財政援助及び助成】

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 被災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(2) 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配置、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係市民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し適切な監督指導等を行う。

第2節 被災者の生活再建等の支援

■ 基本方針

大規模な災害により、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、市は、大規模災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、被災者の生活再建等の支援を行う。

「被災者の生活再建等の支援」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
第1 被災市民相談	市民班、関係各班
第2 り災証明書の発行	調査班、関係各班
第3 被災者の精神保健対策（心のケア）	医療班、関係各班
第4 市税等の減免等	調査班、関係各班
第5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	福祉班、会計班
第6 災害援護資金等の貸付	福祉班
第7 義援金品の受付、配付	福祉班、関係各班
第8 被災者生活再建支援制度の活用	統括班
第9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用	統括班

第1 被災市民相談

1 相談所の開設

被災者及び被災事業者の災害からの復旧を総合的に支援するため、市民班及び関係各班は、必要に応じて「被災者相談窓口」を設置する。

被災者相談窓口は、被災者の利便性に配慮し、原則として特に被害が激甚な地区の公共施設に設置することとし、設置が難しいときは巡回相談の形式をとる。

2 考慮すべき相談内容

相談内容としては、次に示す事項があげられる。

【相談項目と担当課】

相談項目	担当課
生命保険、損害保険（支払い条件等）	市民班、統括班
家電製品の取扱等（感電、発火等の二次災害対策等）	消防本部、環境班
法律相談（借地借家契約、損害補償等）	建設班、調査班
心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）	医療班
住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）	建築班、建設班
雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）	商工班、支所経済環境班
消費（物価、必需品の入手等）	商工班、支所経済環境班
教育（学校）	教育班
福祉（障害者、高齢者、児童等）	福祉班
医療・衛生（医療、薬、風呂等）	医療班
廃棄物（ごみ、がれき、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）	環境班、支所経済環境班
税、公共料金（郵便、電話、電気等）の特例措置	調査班
金融（生活資金の融資等）	商工班、支所経済環境班
ライフラインの復旧状況（水道、下水道、電気、ガス、電話）	水道班、下水道班、建設班

第1編
総則

第2編
災害予防計画

第3編
災害応急対策計画

第4編
災害復旧復興計画

3 相談体制

(1) 相談体制の確立

市民班は、関係各班の協力の下、被災者からの相談に的確に対応できる体制を確立するとともに、県の設置する相談窓口及び出張相談所と積極的に連携する。

(2) 相談スタッフの充実

各種相談内容に的確に対応するために、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて専門家（弁護士、金融機関等の民間の専門家も含む。）の派遣を要請する。

また、弁護士、ライフライン関係者、業界団体、ボランティアにも参加してもらう体制を必要に応じて整える。

第2 リ災証明書の発行

リ災証明書は、各種被災者支援策（給付、融資、減免・猶予、現物支給等）の適用の判断材料として幅広く活用されている。

そのため、市長は、市の地域に係る災害が発生した場合、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、リ災証明書を交付する。

1 リ災証明書発行の概要

(1) リ災証明の対象

リ災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた住家について、次の項目の証明を行う。

なお、住家以外のものが被災した場合において必要があるときは、市長が行う被災証明で対応する。

ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）

イ 火災による全焼、半焼

(2) リ災証明を行う者

リ災証明は、市長が行うものとし、リ災証明書の発行事務は、調査班が担当する。
ただし、火災によるリ災証明は、児玉郡市広域消防本部消防長が行う。

(3) リ災証明書の発行

リ災証明書は、リ災証明の対象となる住家の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、上記(2)の市長又は消防長が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行う。

(4) 証明手数料

リ災証明については、証明手数料を徴収しない。

(5) リ災証明の様式

リ災証明の様式は、所定の様式による。

2 リ災証明書発行の流れ

(1) 被害認定調査の事前準備

被害認定調査は、調査班及び建築班が実施するものとし、地震発生後、被害認定調査のための事前準備として、次に示す項目を実施する。

ア 被害地域の航空写真の撮影準備

イ 事前調査の実施

調査計画を検討するため、統括班に収集整理された被害情報を参考に、市における被害の全体状況を把握する。

ウ 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

エ 調査員の確保

(ア) 市職員の確保

(イ) ボランティア調査員（民間建築士等）の手配

(ウ) 相互応援協定を締結している市町村への応援職員派遣要請

(エ) 「調査チーム」の編成と調査地区割りの検討

オ 調査備品等の準備

(ア) 調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）

(イ) 調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）

(ウ) 調査員運搬用車両の確保、手配

(エ) 他市町村応援職員等の宿泊所の確保

(2) 被害認定調査の実施

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和6年5月内閣府）に基づく被害認定基準に基づき被害認定調査を実施する。

(3) 被災者台帳の作成

被害認定調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した被災者台帳を作成し、リ災証明書発行の基本台帳とする。

(4) リ災証明書の発行

被災者台帳に基づき、市長は申請のあった被災者に対しリ災証明書を発行する。

(5) 再検査の申し出と調査の実施

被災者は、リ災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった住家について、地震発生日から3か月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。申し出のあった住家に対しては迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、リ災証明書を発行する。同時に、被災者台帳及び被災に関するデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、建築班内に判定委員会（市長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成）を設置し、判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

第3 被災者の精神保健対策（心のケア）

被災により人々は、さまざまな精神症状に陥ることがある。

市は、その状態から被災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や各関係機関の協力を得て、速やかに的確な対策を講じる。

1 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次に示す事項が考えられる。

- (1) 茫然自失、無感情、無表情な状態反応
- (2) 耐えがたい災害体験の不安による、睡眠障害、驚愕反応
- (3) 現実否認による精神マヒ状態
- (4) 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- (5) 被災後しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）
- (6) 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

2 メンタルケア

心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県、関係機関、専門家の協力を得て、次に示す対策を可能な限り早い時期に講じる。

- (1) 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- (2) 保健福祉事務所等による精神保健相談
- (3) 小・中学校での子供への精神的カウンセリング
- (4) 専門施設での相談電話の開設
- (5) 情報広報紙の発行による、被災者への情報提供
- (6) 指定避難所等における、被災者向けの講演会、研修会の実施

第4 市税等の減免等

市は、災害が発生した場合において、地方税法及び市条例に基づき、市税等の減免、納期限の延長、徴収猶予、換価の猶予、滞納処分の停止等、納税額と納税時期等の緩和措置を行う。

第5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

災害により市民が死亡した場合、市は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）の定めるところにより、遺族に対して災害弔慰金を、身体又は精神に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給は、国等で示す基準に基づき実施する。

【資料編 第11節 第1】『災害弔慰金の支給』参照

【資料編 第11節 第2】『災害障害見舞金の支給』参照

第6 災害援護資金等の貸付

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立直しに資するため、市は災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付、災害復興住宅建設資金に基づく融資及び災害復興住宅補修資金に基づく融資の貸付を行う。

また、資金の貸付については、この他、「生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付」（埼玉県社会福祉協議会）及び「災害復興住宅建設・補修資金に基づく資金貸付」（住宅金融公庫）制度があるので、市は、被災者に対して周知徹底を図る。

なお、生活福祉資金の貸付については、本庄市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携して生活福祉資金の貸付を予算の範囲内で行う。

【資料編 第11節 第3】『災害援護資金等の貸付』参照

【資料編 第11節 第4】『生活福祉資金の貸付』参照

【資料編 第11節 第5】『住宅復興資金に基づく融資』参照

第7 義援金品の受付、配付

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入体制を確保するとともに「義援金配分委員会」を設置し、配分計画を定める。

1 受付窓口の開設

市は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受付ける。

義援金品の受付窓口は福祉班が担当する。

2 受付・募集

(1) 義援金品の受付処理

義援金品の受付処理は、次表に従い実施する。

【義援金品の受付処理】

項目	内容
義援金品の受付	義援金品の受付は、福祉班が行う。 受付は、原則として市が開設した窓口及び銀行振込みとする。
受領書の発行	受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
委員会への報告	福祉班は、義援金品の受付状況について配分委員会に報告する。

(2) 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、広報班が広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

3 保管及び配分

福祉班は、次に示す事項に留意し、送金された義援金を保管し、委員会の配分計画に基づき配分する。

- (1) 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。また、義援品については市役所庁舎に一時保管し、一般救援物資と同様に配分する。
- (2) 委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。
- (3) 福祉班は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。また、義援品については、自治会長等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
- (4) 寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- (5) 被災者に対し、広報紙、自治会及び報道機関等の協力により義援金品の配分について広報する。
- (6) 義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。
- (7) 福祉班は、被災者への配分状況について、委員会に報告する。

第8 被災者生活再建支援制度の活用

地震等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互援助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

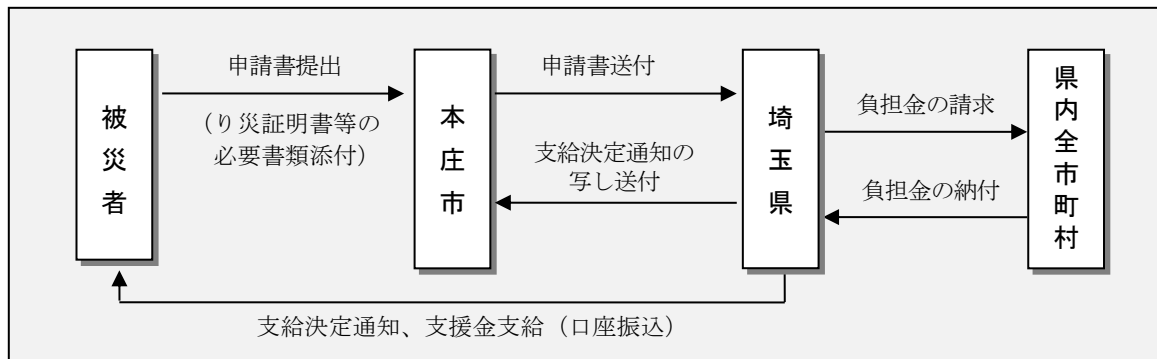
第9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。このため、県と県内全市町村の相互扶助により、被災者生活再建支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うこと等を柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

1 埼玉県・市町村生活再建支援金

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要及び支給手続きは、次に示すとおりである。

【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】

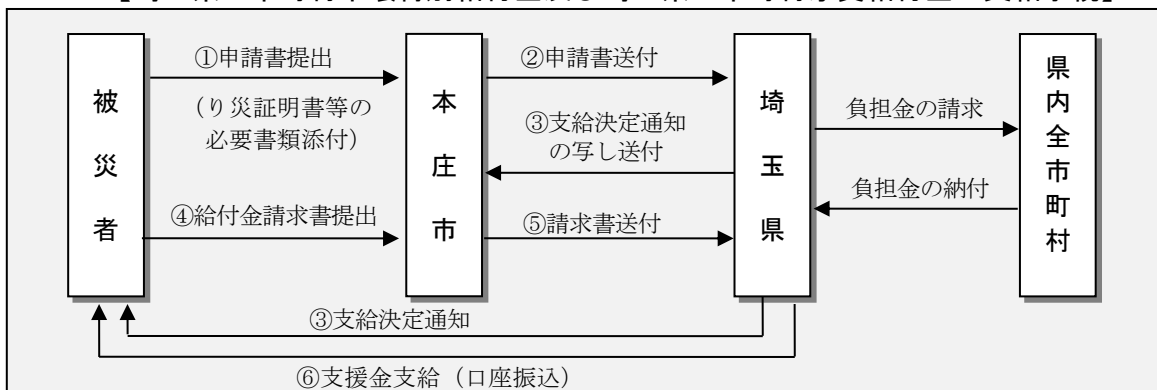


【資料編 第11節 第6】『埼玉県・市町村被災者安心支援制度』参照

2 埼玉県・市町村半壊特別給付金等

埼玉県・市町村半壊特別給付金及び埼玉県・市町村家賃給付金の概要及び支給手続きは、次に示すとおりである。

【埼玉県・市町村半壊特別給付金及び埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】

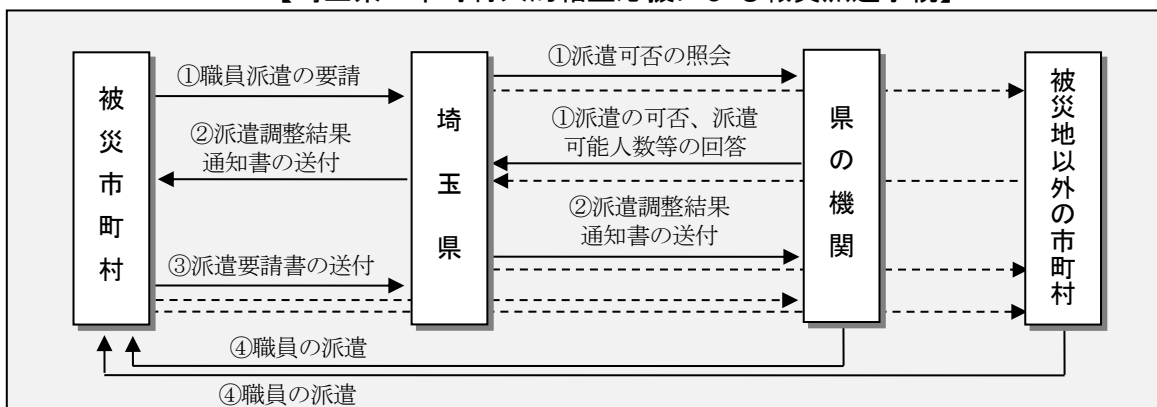


【資料編 第11節 第6】『埼玉県・市町村被災者安心支援制度』参照

3 埼玉県・市町村人的相互応援

埼玉県・市町村人的相互応援の概要及び要請手続きは、次のとおりである。

【埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続】



【資料編 第11節 第6】『埼玉県・市町村被災者安心支援制度』参照

第3節 被災中小規模の民間事業者、農林漁業者の再建支援

■ 基本方針

災害に見舞われた被災中小規模の民間事業者、農林漁業者に対しては国等による各種の融資制度があり、市は、災害発生後、これらの融資制度の適用条件等について確認のうえ、被災した事業者に対して周知徹底を図る。

「被災中小規模の民間事業者、農林漁業者の再建等の支援」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
第1 被災中小規模の民間事業者への融資	商工班
第2 被災農林漁業者への融資	農政班

第1 被災中小規模の民間事業者への融資

市は、被災した中小規模の民間事業者への融資について、定められた基準に基づいた活用を被災中小企業に啓発する。

【資料編 第11節 第7】『自然災害等の影響を受けた中小企業への資金繰り支援』参照

第2 被災農林漁業者への融資

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資及び埼玉県農業災害対策特別措置条例等により融資する制度の啓発に努める。

天災融資法に基づく資金融資、日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資等の融資について、定められた基準に基づいた活用を被災農林漁業者に啓発する。

【資料編 第11節 第8】『天災融資法に基づく資金融資』参照

【資料編 第11節 第9】『日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金』参照

【資料編 第11節 第10】『埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資』参照

【資料編 第11節 第11】『農業災害補償』参照

第2章 災害復興

第1節 復興計画の策定

■ 基本方針

大規模災害により地域が大きく被災し、市民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する中長期的な復興計画を作成し、市、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。

なお、事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備する。

「復興計画の策定」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
第1 復興に関する事前の取組の推進	関係各課
第2 復興対策本部の設置	関係各課
第3 復興方針の策定	関係各課
第4 復興計画の策定	関係各課

第1 復興に関する事前の取組の推進

市は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて事前復興計画等を策定する。

第2 復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする復興対策本部を設置する。

第3 復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。

復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

第4 復興計画の策定

市は、復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行う。

計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第2節 復興事業の実施

■ 基本方針

復興事業を推進するに当たり、法令等に基づき推進する。

「復興事業の実施」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
第1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施	関係各課
第2 復興事業の実施	関係各課

第1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条による建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要がある、当該業務の実施のための体制を整備する。

1 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

2 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

第2 復興事業の実施

市は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。

市は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。